

証明書発行等に関連したQ&A

(20160427 更新)

Q：申請をするのは誰ですか？

A：農業機械の製造者ですので、日農工の会員企業も申請者になります。海外から輸入した農業機械の場合は、その機械を輸入販売した代理店や子会社等が申請者になれます。

Q：A社が設計と開発を行い、製造をB社に委託している場合、A社は申請者になれますか？

A：A社は、設計・開発を行っているので機械設備の仕様や性能を熟知していると認められます。よって、製造を他社に委託していても、申請者になれます。

Q：農業機械の証明書はどこが発行するのですか？

A：日農工が発行します。他の工業会でも発行していますが、詳細は経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/list.pdf

Q：証明書の発行手数料はいくらですか？

A：日農工の場合は、正会員は無料、その他は3,000円（税込み）です。

Q：いつ申請すればいいですか？

A：農業法人や個人農家に機械を販売したら申請してください。販売会社等を通じて販売した場合には、販売会社等から申請書に記入するために必要な情報を入手してください。

Q：証明書は誰がいつ使うのですか？

A：機械を購入した農業法人や農家（個人事業主）の方が年度末の確定申告時に使います。

Q：確定申告の際、何か条件はありますか？

A：今回の税額控除は、青色申告者に限ります。

Q：当該制度の法律は平成26年1月20日に施行されていますが、その日から3月までに販売した分の証明書は発行してもらえますか？

A：日農工は平成26年4月1日から証明書発行業務を開始しましたが、1月20日から3月31日の間に販売した分の証明書も発行します。

なお、平成26年1月19日以前に販売・引渡・設置した場合は、本制度の対象になりませんのでご注意ください。

Q：平成26年1月20日から平成26年3月31日に販売した機械の証明書は、どの会計年に適用されるのでしょうか？

A：平成26年（平成26年1月～12月）の確定申告に適用します。事業年度が4月～3月の法人等においては、平成26年4月1日から始まる事業年度に適用します。

Q：どんなメリットがあるのですか？

A：農業法人や農家の方が確定申告時に証明書を添付することで、即時償却か税額控除が受けられます。資本金3000万円以下の農業法人や個人農家の場合、既存の中小企業等設備投資減税制度（7%）との併用（3%上乗せ）が可能であるため、税額控除は合計で10%が適用されます。つまり、今回の証明書を確定申告に添付することで、上乗せ分（3%）のメリットが得られます。

ただし、既存の中小企業等設備投資減税制度を利用しないで、今回の制度のみ利用する場合の税額控除は5%が適用されます。

Q：控除される税金は何ですか？

A：農業法人であれば法人税、個人農家であれば個人事業主として事業所得税が対象です。

Q：税額控除について具体的に知りたい。

A：例えば、ある農家の方が300万円のトラクターを購入した場合、その金額の10%の30万円がその年度の確定申告の際に事業所得税から控除されます。

ただし、税額控除の上限は最大でも20%です。他の優遇税制を使って既に税額控除が20%に達している場合は、本制度での上乗せはできませんのでご注意ください。

Q：最低取得価格とは税込み価格ですか？

A：資産計上額通りになりますので、普段から税込で資産計上する会計方針であれば含まれますが、税抜で資産計上する会計方針であれば含まれません。

なお、機械を購入したお客さんが実際に支払う金額であり、メーカーのカタログ定価や小売り希望価格などではありません。

Q：最低取得価格160万円とは、機械本体価格でしょうか？ 付属機器も含まれますか？

A：たとえば、150万円のトラクタと50万円のロータリーを一式で購入された場合、メーカーは「トラクター式」として証明書を申請していただき、購入者（農家等）は資産管理台帳に「トラクター式」として一つの資産として計上していただければ、トラクタとロータリーの合計額が200万円となりますので、本制度の対象になります。

なお、機械本体と付属機器が生産活動において一体不可分で動作することが前提です。

Q：最新モデルと1世代前のモデルとは何ですか？

A：農機メーカーが直近に販売開始したモデルが最新モデルで、10年以内に販売開始したものが対象になります。同じ農機メーカーの1つ古いモデルが1世代前のモデルです。お客さんがこれまで使っていた機械とは全く関係ありません。
なお、デザイン（色など）の変更など、機能や性能が変わらない変更はモデル変更には該当しません。

Q：旧モデルがない新商品の場合、何と比較すればいいのですか？

A：比較対象が全くない場合は、比較する生産性の指標が存在しないため、最新モデルであることのみが要件となります。ただし、類似する機能・性能を持つ機械がある場合は、できる限りその機械との比較（生産性要件）してください。

Q：特定のお客さん向けにカスタマイズした特注品は対象になりますか？

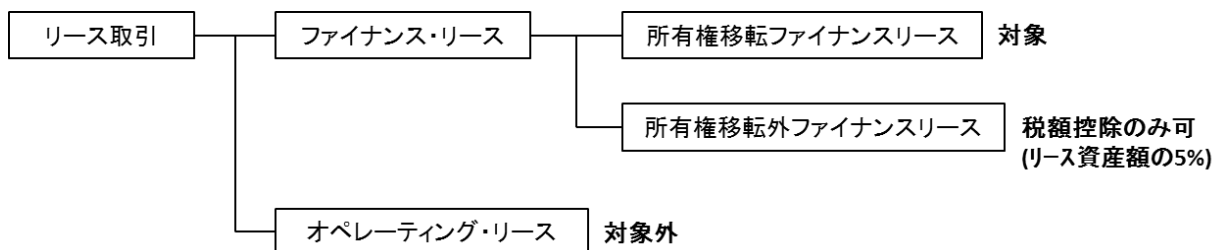
A：カスタマイズのベースとなったモデルや中核構成部がある場合は、そのベースとなった部分と比較（生産性要件）してください。

Q：輸入した農業機械は対象になりますか？

A：対象になります。申請者はその機械を海外から輸入販売した代理店や子会社等になります。海外の製造メーカーからカタログ等を取り寄せて申請書に記入し、申請内容のエビデンスとして申請書に添付してください。

Q：農水省の機械リース補助金との併用はできますか？

A：ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却・特別償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料の5%ではなく、リース資産額の5%となります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。（経産省のQ&Aを転載）



※本制度の対象者（税額控除・償却を利用できる者）は、機械装置等を使って事業を行う法人・個人事業主等です。この場合、リース会社は対象者にはなりません。

Q：県や市などの機械購入補助金を利用した場合、本制度の購入価額の扱いはどうなりますか？

A1：機械の購入金額から補助金額を差し引いた額が「購入価額」となります。

例えば、300万円の機械を購入し、100万円の補助金を受けたとしたら、本制度での購入価額は200万円になります。

Q：分割払いは本制度の対象になりますか？

A：一括支払いでも分割払いでも購入したことに違いはありませんので、対象になります。

Q：3年間の分割払いで購入した場合、いつの時点で税額控除が適用になりますか。

購入して使い始めた年度ですか？ 支払いが完了する3年後の年度ですか？

A：購入して使い始めた年度です。

※下線部が今回の変更点です。